

# 水野忠邦における藩政の淵源

— 学びとその応用 —

神 崎 直 美

## はじめに

水野忠邦は、十二代将軍徳川家慶の頃、幕府老中として天保の改革を主導したことで著名な人物である。本稿は忠邦の藩政における姿勢や藩法、その施策を検討して、藩政の淵源について明らかにしたい。

かつて私は、拙編著『監憲録・浜松告稟録』の解題で、「浜松告稟録」に記載された藩法から、幕府の仕法、律令、他藩の仕法など三種の藩政における拠所がうかがわれることを簡単に指摘した<sup>①</sup>。さらにその後、新聞のコラムとしてまとめた拙稿「経世済民の拠所——水野忠邦の場合——」で、忠邦が藩政において先人の施策を学び応用したことについて若干ではあるがふれた<sup>②</sup>。右のうち最初の指摘は『監憲録・浜松告稟録』のテキスト研究としてまとめた解題のごく一部分であり、コラムの方は先の指摘を経世済民という角度か

ら捕え直した小文であった為、検討の素材は自ずと『監憲録・浜松告稟録』に限られていた。

これらの執筆の機会を経て、改めて忠邦の藩政の淵源について、水野家の歴代藩主や忠邦の人生、さらには『監憲録・浜松告稟録』以外の藩法や施策にも検討対象を広げて再検討することにした。その結果、忠邦は藩主として藩政を執り行うに際して、水野家の過去の当主たちの生き方からも学んでいたことが新たに確認できた。さらに、かつて藩政の拠所を指摘した素材である『監憲録・浜松告稟録』以外の史料からも藩政の淵源を見出すことができた。

右の成果を加えて先に結論を示すと次の通りである。忠邦の人生や藩政を概観すると、先人の行動や施策を見つめて学び、それを応用したと思われる点が多々確認できる。学びの対象は、水野家の祖先・尊属、江戸幕府の施策や法、日本律令や諸藩の施策などである。これらは、いわば忠邦が藩政を担う際の拠所であり、換言すれば淵源である。

以下で、忠邦の藩政における淵源の実態を具体的に示してみたい。なお、検討に際して、忠邦についてふれるにあたり、北島正元氏による伝記『水野忠邦』や同氏が校訂した水野家文書の史料集である『不揚録・公德辦・藩秘録』に収載された「不揚録」に多くを拠った。<sup>③</sup>

(1) 拙編著『監憲録・浜松告稟録』（創文社、平成二十五年）の解題四一～五頁。なお、以下の本稿でこの書籍について注記する場合、拙編著書と略記する。

(2) 拙稿「経世済民の拠り所——水野忠邦の場合——」（『埼玉新聞』埼玉経済・コラム県内大学発経世済民一〇七・城西大学一五、平成二十五年、一月十九日）。

(3) 水野忠邦の人生については既に複数の研究成果があるが、なかでも北島正元氏による伝記『水野忠邦』（人物叢書、吉川弘文館、昭和四十四年）は首都大学東京図書館（当時は東京都立大学附属図書館）が所蔵する水野家文書を駆使した、極めて優れたものである。それゆえに、北島氏がこの伝記を刊行された後に、諸氏が忠邦の人生に関してふれた記述は当書の成果に拠るものが多い。一例としては藤田寛著『政治改革にかけた金権老中 水野忠邦』（東洋経済新聞社、平成六年）がある。なお、北島氏が校訂した『不揚録・公德辦・藩秘録』（日本史料叢書7、近藤出版社、昭和四十六年）の「不揚録」は、水野家の歴代藩主の年譜であり、その事績をまとめた基礎史料である。なお、以下の本稿で注記する際に、『水野忠邦』を北島著作、『不揚録・公德辦・藩秘録』を北島校訂書と略記する。

## 一 父、及び過去の藩主の政治姿勢

忠邦の藩政をながめると、水野家の過去の藩主たちの政治姿勢を学び、それを応用したことがうかがわれる。本章では、まず父である忠光から如何なる点を学んだのか、さらに過去の藩主から学んだと思われる点を見てみたい。

父・忠光ただあきから忠邦が学び応用したと思われる事項を三点指摘しておきたい。第一に、藩政への取り組み方と政治姿勢、第二に藩の基本法である法令名の踏襲、第三に若き次代藩主への配慮である。以下、順に具体的に検討してみよう。

第一の藩政への取り組み方と政治姿勢の踏襲とは、藩政を藩主自らが親政とし、積極的に牽引することである。父・忠光は藩政を専断してリーダーシップを発揮していた。<sup>①</sup>水野家には主脳陣として藩政を執り行なう老臣が八家あったが、忠光は老臣たちに全てを任せず、自ら果敢に藩政にあたった。この父の姿勢を忠邦も踏襲したのである。<sup>②③</sup>

しかも、忠邦の場合、その姿勢はより積極的であったといえよう。父・忠光は、幕府の要職を勤めることは無く、藩政を全うすることに集中できた。しかし、忠邦は若くして幕府の要職に次々と就任したため、領地を留守にすることが多かった。父の様に藩政のみを全うする立場とは異なっていた。

しかしながら、忠邦は江戸に在府中も藩政について多くの指示と法令を発令して、老臣たちのみに藩政を任すことはしなかった。その姿勢は藩主在任中に一貫していた。幕府の要職を長期にわたり勤めながら、藩政を執るには、極めて積極的な姿勢と労力が必要であるが、それを成し遂げていたのである。

その証拠であり結果が、忠邦藩主時に発令された多数の法令や指令の存在である。しかもこれらの法令や指令は、後に忠邦の命令により『監憲録』と『浜松告稟録』という藩法集として編纂された。<sup>4</sup> 藩法集として編纂が可能、または編纂しなければならないほど膨大な点数の法令が発令されていたのである。

忠邦が藩主の頃に発令した法令や指令の具体的な総数は、現在ではわからない。しかも、忠邦が当初編纂を命じた『監憲録』と『浜松告稟録』の原本は長い年月の間に不明である。推測の手立てとしては、右の藩法集を忠邦の嗣子忠精の代に山形藩へ転封してから、江戸詰めの手方老臣らが政務を執る際に必要な内容に限定して抜粋本として再編纂した『監憲録・浜松告稟録』がある。抜粋本とはいえ、ここに収載された法令と指令の総数は三〇三点もある大部門なのである。

限られた目的の為に編纂された抜粋本であっても、そこに収載された法令と指令の点数は多数である。したがって、元の『監憲録』と『浜松告稟録』は、これらをしのぐ膨大な総数だったはずである。すなわち、忠邦は幕府の要職としてその任務に従事するため領地か

ら離れていても、常に藩政を心に留めて、自らの意志と力で実現していこうとしていたのである。そして、親政の元に発令された法令と指令は、いずれも忠邦の意志であり声を成文化したものと見えるのである。<sup>5</sup>

第二として、藩の法令名の踏襲についてである。忠邦は、数多く制定した藩法の中でも、藩の基本法に命名する際に、父・忠光が命名した基本法の名称である「御規定書」を自らも命名したのである。父・忠光は「御規定書」という名称の法令を、文化四年（一八〇七）十一月に発令した。これは二十六ヶ条からなる家中法である。<sup>6</sup>

そして、忠邦の代に編纂された『監憲録』の原本の写本に「御政事向御規定書」という題名が付けられている。しかもその冒頭の目次に「御規定書 目録」と記してある。<sup>7</sup> さらに、山形藩時代に抜粋本として編纂された『監憲録・浜松告稟録』の監憲録の箇所には収載されている二つの目録に「御規定書」とある。<sup>8</sup> すなわち、『監憲録』として編纂され、ここに収録された全法令に対する総称が「御規定書」なのである。『監憲録』に収載された各法令は「御規定書」であると忠邦は認識しているのである。

「御規定書」という名称は、一般名称としても用いられるが、法令の名称に如何なる題名を冠するかは、藩により様々である。水野家の場合は、忠光の代にも基本法——根本法というべき藩法——に「御規定書」という名称を付した。忠邦の代に『監憲録』に収載されて「御規定書」とみなされている一連の法令は、「一つの目的を

持ち、複数の条文からなる法であり、恒久的な効力を目指したものであった。<sup>9)</sup> とりわけ重要な藩法に「御規定書」と命名したことは、忠邦が父・忠光の命名法を踏襲したとみなせよう。父の政治姿勢を受け継いだ忠邦だからこそであり、父に対する尊敬が形として表れたともいえよう。<sup>10)</sup>

第三として、次代を担う若き後継者に対する配慮についてである。具体的には忠光から忠邦に与えた論書と、忠邦が忠精の為に編纂した『監憲録』と『浜松告稟録』の存在である。論書は書簡であり、『監憲録』と『浜松告稟録』は藩法集である。書簡と大部な法令集という体裁の違いはあるものの、いずれも若くして藩主に就任する後嗣に対する思いがその根底にあり、後嗣が藩主として藩政に携る際に役立つものとして作成した点が共通している。

忠光は健康の不安を理由に文化九年（一八一二）に四十二歳で藩主を引退するが、その時、忠邦は十九歳であった。青年藩主の忠邦に対して、忠光が藩主としての心得を書簡にしたためたのが論書である。<sup>11)</sup>

忠邦は老中として推進していた幕府政治から失脚し、藩主を退任することを幕府から命じられる可能性が生じた折、何よりも気がかりであったことは後嗣忠精がまだ十二歳の少年だったことである。そこで、未だ政治的な見識を兼ね備えていない未来の藩主が藩政の拠所とするために藩法集として『監憲録』と『浜松告稟録』を編纂した。編纂の時期は、開始が天保十四年（一八四三）十二月頃で、

終了した時期は弘化二年（一八四五）二月頃と推測できる。<sup>12)</sup>

忠邦の若き次代へ対する配慮は、父・忠光が藩主を引退する際に、青年であった忠邦に示した配慮と共通している。忠光と忠邦は共に、若すぎる後嗣に家督を継がせるといふ境遇にめぐりあわせることとなった。若い次代への思いは人として極めて自然であるが、それを実際に形として次代に伝えた点は注目すべきであろう。

なお、先代から次代への思いはいずれも実を結んだ。忠邦は忠光からの論書を生涯において自戒のために大切に保存して、指針にしたという。<sup>13)</sup> 忠精はその後、弘化二年九月に十四歳で藩主となり、転封先の山形藩で『監憲録』と『浜松告稟録』を座右に置いて活用していたのである。<sup>14)</sup>

次に、水野家の古き藩主からの学びと応用について見てみよう。忠邦は水野家の歴代藩主の家譜を読み、藩主らの藩政を知りその指針としていた。藩主らの事績を尊び学ぶ姿勢は、歴代藩主の年代記として「不揚録」の編纂を思い立ち命じて、実現させた要因となつたほどである。<sup>15)</sup>

忠邦は歴代藩主の足跡から、人生や処世の手法と戒めを学んだと思われる。歴代藩主の人生をながめると、忠邦の手法になったと思われる人物が前述した父・忠光以外に二人存在する。一人は良き手本として五代藩主・忠之、もう一人は反面教師として七代藩主・忠辰である。忠之の生き方からは譜代大名、さらに徳川家との所縁ある名門と目標とすべき理想的な在り方を学び、一方、忠辰の人生か

らは藩主として藩政に失敗した例を学び、自戒としたのではないかと思われる。

まず、良き手本である忠之の生き方についてである。忠邦は忠之を水野家における中興の英主と位置つけて敬慕していたという<sup>16)</sup>。忠邦は幕府での昇進・貢献を実現する為、藩主忠之を理想として手本としたのではないかと思われる。実は水野家において老中に昇進したのは、忠之と忠邦、忠精の三人であり、忠邦以前は忠之のみであった。忠之は幕府の老中に昇りつめ、譜代大名として最大級の昇進を達成した人物である<sup>17)</sup>。徳川家と所縁がある名門水野家当主として幕府での昇進・貢献を切望していた忠邦にとって、忠之の存在とその履歴は、何よりも理想であり目指すところであったことだろう。

忠之が幕府で昇進した道筋を具体的に示すと次の通りである。初めて幕府に勤めたのは三十七歳であり、宝永二年（一七〇五）正月に奏者番に就任した。その後、正徳元年（一七一）十二月に四十三歳で若年寄、同四年（一七二四）九月に四十六歳で京都所司代、享保二年（一七一七）九月に四十九歳で老中となる。老中は同十五年（一七三〇）六月まで勤めた<sup>18)</sup>。したがって、幕府で役職に就いていた期間は、二十五年間もの長きにわたる。將軍の代としては五代將軍綱吉から八代將軍吉宗に仕えたこととなる。しかも、老中は吉宗に抜擢されたのであり、幕政改革——享保の改革——を推進することに助力した。忠之は老中を六十二歳まで勤めたので、十三年間も幕府政治における首脳陣として活躍したこととなる。

さて、忠邦の幕府における昇進の様子をあげておこう<sup>20)</sup>。文化十二年（一八一五）十一月に二十歳の若さで奏者番に就任し、その後、同十四年（一八一七）九月に二十四歳で寺社奉行、文政八年（一八二五）五月に三十二歳で大坂城代、同九年（一八二六）十一月に三十三歳で京都所司代と、若い頃から着々と出世の道をたどった<sup>21)</sup>。

そして、同十一年（一八二八）十一月に三十五歳で西丸老中に就任、天保五年（一八三四）三月に四十一歳で本丸老中に加えて御勝手御用兼務となった。その後、同十四年（一八四三）閏九月に五十歳で老中を罷免された。弘化元年（一八四四）六月に再度、老中に就任（五十一歳）したが、同二年二月に五十二歳で老中を辞職し、塾居・急度慎を命じられた。

両者を眺めると、忠之が三十七歳から幕府の役職に就任したことに比べると、忠邦は二十歳からであり、幕府に仕え始めた年齢は忠邦の方がずっと早かった。共通点は、忠之と忠邦は奏者番からスタートして、老中に昇りつめたことや、幕政改革期の老中として活躍したことなどである。譜代大名として最高の出世をしたことに加えて人生のめぐり合わせも似ていたのである。なお、忠邦が藩政に積極的に取り組んだことは前述したが、忠之も江戸で幕府の職を担当することが多かったものの、藩政にもわりあい良く気配りしていたという<sup>22)</sup>。

さて、次に反面教師として七代藩主忠辰について見てみよう。忠辰は藩政において失敗した藩主である<sup>23)</sup>。元文二年（一七三七）九月

に十四歳で藩主となるが、改革政治に際して中士層以下の側近を重用したため、老臣の反感をかい、宝暦二年（一七五二）三月に二十九歳で押し込め隠居となり、同年八月に死去してしまった。

忠辰にとっては、側近は家格こそ低いものの、日頃、身の周りの世話などを勤めてくれていた為、親しみが有り気心が知れている。しかし、水野家で従来から藩の首脳陣として活躍していた老臣にとっては、側近を政治に関わらせることは家臣らの秩序を損ねる行為であり、不満の種となったのである。藩政の場で側近を重用したのは、少年藩主ゆえの失敗である。

忠邦は自らの藩政において、例えば二十二歳の頃に側近を抜擢したこともあったが、強固な親裁であったため老臣らが反発する余地がなかったのである。忠邦は側近を抜擢する際にも老臣らとの力関係を、よく見極めていたからこそといえよう。

- (1) 忠光が親政を執っていたことについては、北島著作、九二頁。
- (2) 老臣が藩政を執政していたことについては、北島著作、二二～二二頁。
- (3) 忠邦が藩政に積極的に取り組んだことについては、北島著作、九七頁。
- (4) 『監憲録』と『浜松告稟録』については、北島著作の一五頁の写真に簡単な説明が添えてある。これらの両法令集と後述する抜粋本が如何なるものなのかという点については、拙編著書『監憲録・浜松告稟録』に収載した冒頭の解題で、検討の結果を詳細に説明した。
- (5) 藩政を専断していた忠邦ゆえに、その法令と指令は忠邦の意志であり声であると位置づけたことは、拙編著書の二四頁で述べている。
- (6) 忠光が発令した「御規定書」については北島著作の九二頁に説明が

ある。なお、「御規定書」は首都大学東京図書館所蔵水野家文書、架号B四一八である。

- (7) 「御政事向御規定書」については、拙編著書の二八九～二九三頁で『監憲録』原本の前半部分の写本であることを指摘した。なお、当史料は抜粋本『監憲録・浜松告稟録』として再編纂される以前の『監憲録』をその前半部分だけとはいえ窺い知ることができる貴重な写本なので、拙編著書の巻末に付録として全文を翻刻して掲載した。当史料は首都大学東京図書館に所蔵される水野家文書の本で架号はB一五である。この史料には表紙が三枚あり、その一枚目と三枚目に「御政事向御規定書」と題名を記してある。なお表紙と、冒頭の目次に記した「御規定書 目録」はいずれも拙編著書の二九五頁にある。

- (8) 「監憲録」の目次に「御規定書」と記してあることは、拙編著書八〇頁と一一九頁に明らかである。

- (9) 拙編著書、三一頁。

- (10) なお、水野家として現存する藩政史料は忠邦と忠精の頃が主であり、忠光以前の藩主時の藩政史料は極めて乏しい。一般的に藩の基本法の命名は、各藩で踏襲される傾向にあるが、当家の場合は遡ることに限界があるのが残念である。

- (11) 忠光の引退については北島著作の九四～九五頁、論書については九五頁で紹介されている。

- (12) 拙編著書、二二頁。

- (13) 北島著作、九六頁。

- (14) 拙編著書、一八～一九頁。

- (15) この点については、北島校訂書の解題の二～三頁で指摘されている。
- (16) 北島著作、三九頁による。なお、忠邦が忠之を敬慕していたことについては北島著作の一四二頁でもふれている。なお、藤田著作では忠邦が忠之を「みずからの将来の姿と重ねあわせた」（四頁）と記している。

- (17) 忠之の人生については、北島著作の三三～四三頁に詳しい。さらに『新編 寛政重修諸家譜』（統群書類従完成会、昭和四十年）第六、七

二〇三頁や、北島校訂書の八八〇一〇四頁に忠之の履歴が掲載されている。なお、後述する忠之の幕府における昇進の様子も右書と同箇所にて扱っている。

(18) 忠邦は幕府の大坂城代に就任することを「青雲之要路」と意識していたことについて、北島著作の二三五頁や一四〇〇一頁で指摘されている。忠邦が幕府で活躍する青雲の志を有しており、切望していたことが明らかである。

(19) 忠之が老中を辞めたことについて、北島著作の三九頁で吉宗から突然罷免されたことあり、その理由は不明だが政策について吉宗と対立したことを主たる要因として説明されている。一方、『新編 寛政重修諸家譜』第六、七三頁によると、当時病氣勝ちであったことを理由としてあげている。しかも、辞める際に吉宗から直々に刀を拝領したうえ、以後、慶事などの拜謁は西湖ノ間で行うことになったという。さらに、北島校訂書の「不揚録」一〇三頁には辞めた理由は老病であり、直々に刀を拝領し、さらに吉宗から今後心静かに老後を過ごすよう労わりの言葉をかけられたと記している。職を辞すに際して、吉宗から格別の配慮を賜ったことや、忠之がその九ヶ月後に亡くなっていることから、老年による病を原因として老中を辞めたとみなしてよいのではなかろうか。

(20) 忠邦の幕府における昇進については北島著作の一〇〇頁、一一二頁、一三五頁、一四二頁、一四六頁、一八〇頁、巻末の略年譜や、北島校訂書に収載された「不揚録」の追加としてまとめられた忠邦の年譜の二九四〇三〇頁に記載されている。

(21) 北島氏はその著作で忠邦が尊敬する忠之と同じく京都所司代を勤めることになったことについて、「忠之を敬慕する忠邦だけに、いままの後任を勤める身となったことに無量の感慨を禁じえなかったと思われる」(一四二頁)と推測しておられる。

(22) 忠之の藩政への取り組み方については、北島著作の四〇頁でふれられている。

(23) 忠辰については北島著作の四四〇五二頁や、北島校訂書の一一〇〇

一一六頁による。

(24) 北島著作の四六頁に、忠辰が藩政改革に登用した側近として、歩頭の赤星直右衛門と小姓の鈴木又七、小納戸の堺才七らを具体的に指摘している。

(25) 北島著作の一〇〇頁に、忠邦が世子の時分に小納戸、藩主に就任してから表納戸を勤めた柘植平助宗理を用人側勤兼当番加判にしたことが指摘されている。

## 二 江戸幕府の施策

忠邦は幕府の施策を常に視野に入れており、藩政における手本の一つとしていた。そして、幕府の仕法を様々な場面で手本とするように指示している。この姿勢は水野家という家の立場に起因する。水野家は譜代の名門中の名門であり、先祖を遡ると徳川家康と血縁関係がある家柄でもある。<sup>①</sup>徳川家との関わりが深い家柄であることに誇り高い意識を持つ忠邦は、幕府を尊重する意識が濃厚である。その藩政において幕府の仕法に準じることは極めて自然である。

忠邦が幕府の仕法を度々藩政の手本としていた様子は、忠邦の代に発令した藩法や指令から窺がわれる。いずれも浜松藩主の頃であり、刑罰、農政、評議、書札札、家中の教育、儀礼、博奕への対応、士軽出奔者の取り扱いなどについて、幕府の仕法に準じている。以下で具体的に見てみよう。

刑罰に関しては、追放刑の実施、大赦、密通、職務復帰時期など

が、幕府の仕法に準じて藩政に反映させていたことが確認できる。浜松藩の追放刑が幕府の刑罰に準じていた様子については、文政十三年（一八三〇）九月に追放刑を廃止する際にしたためられた藩法の冒頭に、その採用に関して「領分仕置之義、是迄 公儀御定ニ準、追放も申付候得ハ」と記してある。なお、当藩で追放刑の実施が史料として確認できる上限は文政二年（一八一九）である。

藩内の大赦も幕府の仕法を手本として、浜松藩で採用した。文政九年（一八二六）六月に「公儀大赦律ニ見合、赦法取立候間」とある。右に記した浜松藩の赦法とは同年五月に制定した「肆赦律令」のことである。これは浜松藩における体系的な赦法として制定されたものである。

藩内の密通への対処については、文政十一年（一八一八）五月に、「密通之類、毎度目付方ニ而取調候、右は其本夫又者親類等取揃可申事ニ付 公儀ニ而茂求て之穿鑿者無之候」と、幕府の対応に準じていたことがうかがわれる。

処罰された家中が再び勤務を許される年限については、文政十二年（一八二九）七月に「公儀御定とも見合、以来左之通相極置可申候」と、幕府法を参考として浜松藩として八ヶ条からなる規定を作成した。

農政については、歟下年季の年限と農民に不適切に苗字帯刀を許可することを禁止する件について、幕府の仕法を手本として藩政に反映させた。まず、歟下年季の期限については文政八年（一八二五）

五月に、「公儀御定之趣ニ而考、新田開発後歟下ハ三ヶ年ニ限り候事ニ而…（中略）…年限之義ハ、三ヶ年と取極可申事」と、幕府法に準じて浜松藩も三年にすることとした。

農民に不適切に苗字帯刀を許可することを禁ずる件は、天保六年（一八三五）七月に具体的な事例をあげつつとり決めている。その規定の中から幕府法の在り方を示した上で、藩もこれに準ずる旨をしたためた部分を長文ではあるが、以下に示しておこう。

「一体百姓・町人江猥ニ苗字帯刀差免申間敷候旨 公儀ハ被仰出有之 公儀ニ而茂別段上納金、又ハ村方為ニ多分之金銀差出、又ハ公儀普請・村普請等之場所引受、子孫迄多分之人用相掛可申候、其外目ニ立候功分相立候上、其身一代苗字、次ニ帯刀、次ニ孫代迄苗字、次ニ悴迄ニ帯刀等被差免候、悴・孫迄も後々ハ永代之功分之品無之ニ而ハ不相成程之儀ニ有之候、然処、浜松表ニ而ハ近来為差功分無之者ニ而、先苗字・帯刀等差免、其上是と申勤之品も不相見者多分有之候、何も功分相立候儀、賞之品ニ有之処、前後之取計ニ相成、不都合之事ニ候、（中略）、終再役、又者苗字・帯刀等之義申立候ハ、無功分賞候而、却而上を輕候取計ニ有之候、（下略）」。

すなわち、百姓や町人などに苗字・帯刀をむやみに許可することを幕府は禁止しているという。幕府としては、特に上納金や村の為に多額の金銀を寄付した者、または幕府普請や村普請を引き受けた者、上記の者の内子孫の代まで多額の費用を負担する者、その他に抜きん出た功績がある者たちには、本人一代に苗字を与えたり、子



孫らにもそれぞれ功績により相応しい特権を与えた。しかしながら最近、浜松藩ではたいした功績が無い者にも苗字・帯刀を許可していた場合が多数あった。これでは上を軽んじることになるのである。つまり、幕府の仕法を掲げた上で、浜松藩の現状を改めようとしたのである。

評議については、藩内の諸役で評議を実施しようというもので、文政七年（一八二四）三月に「公儀<sup>二</sup>而も其役々<sup>二</sup>而、夫々評議も被仰付候上、<sup>三</sup>（中略）<sup>四</sup>以後自家<sup>二</sup>而及其品<sup>二</sup>より、其役筋江評義申付」と、幕府が各役で評議を実施していることを示して、浜松藩でもこれを採用したのである。<sup>10</sup>

さらに、藩内で評議を行った際に作成する評議書の書法については、諸役で評議を開始するに際して、評議書の書札礼が無かったため、幕府を手本とすることにした。同七年七月に「評議書之書法無之候故、<sup>三</sup>（中略）<sup>四</sup>先日、遣し候 公儀評議取調書付写も有之候ハ、右趣此度申達置候向へ、兼<sup>二</sup>而為見置、以後評義等之節、書法右三見習可認旨申付置事」と、先日、配布した幕府の評議書の写しに見習って作成するよう藩で取り決めた。<sup>11</sup>

なお、書札礼としては、死亡者に関する書類の書法も幕府を参考とした。天保三年（一八三二）六月に、「亡之字ハ忌敷候間、公儀<sup>二</sup>而も一向不被用候<sup>二</sup>付、並通之故文字用候様」と、死者に対して「亡」の文字を用いることはせずに、幕府が記載しているように「故」を用いるように、藩の書札礼を改めている。<sup>12</sup>

家中の教育については幕府に倣い、藩内で文学弁書を実施することとした。文政六年（一八二三）十月に、「公儀文学高下御撰之通り、折々ハ弁書申付候ハ、<sup>三</sup>と取り決めた。<sup>13</sup>

儀礼については、家中一同が御目見する際の目付の席を、幕府の場合を参考とした。文政十二年（一八二九）正月に、「一体 公儀<sup>二</sup>而御目付者一同御目見之者之後<sup>三</sup>居、一同平伏之時一寸膝を突候計<sup>二</sup>而<sup>三</sup>（中略）<sup>四</sup>以後者目見之者之後<sup>二</sup>列を離れ、立居一同平伏之時膝を突候計<sup>二</sup>いたし候様、此度分相改可申候」と幕府と同様にした。<sup>14</sup>

博奕への対応については、天保五年（一八三四）十二月に浜松藩も幕府の方針に準じることとした。その規定の冒頭に「公儀<sup>二</sup>而も、大博奕之外ハ吟味も無之、見逃<sup>三</sup>相成申候<sup>三</sup>（中略）<sup>四</sup>と記し、「大博奕度々相催候類ハ、召捕可致吟味事」「聊之博奕ハ、大体見逃致可申候」と、幕府と同様に大博奕は取り締まるが、さほどではない博奕は取り締まることなく見逃すこととした。<sup>15</sup>

その他、士軽出奔者の取り扱いについて、浜松藩としての在り方を取り決める参考として幕府と諸藩の方法を参考にすることにした（これについては具体的には本稿三章の諸藩からの学びと応用の箇所<sup>16</sup>でふれる）。

以上、忠邦藩主時に制定された浜松藩法から、幕府法を手本としながら浜松藩の施策を取り決めた事例を見てきた。手本とした数々の幕府の仕法は忠邦が幕府老中になる以前に制定されたものであっ

た。

ところで、忠邦が幕府の老中になってから手がけた幕政を、浜松藩政に持ち込んだものがある。それは人足寄場であり、浜松藩として領内に寄場を開設したのである。<sup>(16)</sup>

人足寄場という、寛政の改革を主導した老中の松平定信が江戸の都市問題として寛政二年（一七九〇）から無宿人などを收容する施設として開設したことが有名である。実はその後、天保の改革において老中の水野忠邦が人足寄場を全国の私領にも展開するように天保十三年（一八四二）十一月十一日に命じた。いわゆる「無宿・野非人旧里帰農令」である。<sup>(17)</sup> 忠邦はかつての幕政改革で用いられ継続していた施策を、自らが主導する幕政改革で、応用・展開したのである。<sup>(18)</sup>

忠邦は自らが推進する人足寄場の全国的展開を、すぐさま自領で実施した。「無宿・野非人旧里帰農令」が発令された五日後の同年同月十六日から、浜松藩は人足寄場を開設する為に計画案を作成した。そして翌月と翌年・同十四年（一八四三）正月から随時、命令を下していった。浜松藩で開設した人足寄場は、多くの点を幕府が江戸に開設していた人足寄場に倣うが、自領に必要な事項を取捨選択・改正して実施した。

例えば、理念や收容施設の建設方法・入所手続き・寄場条目・人足取扱書類などは、幕府の人足寄場と共通点・及び極似点が顕著である。一方、幕府の人足寄場の特徴である心学教育、着衣の累進処

遇的な措置、外使いの制度、火災の際の解き放ちは、浜松藩の人足寄場では採用していない。<sup>(19)</sup> これも学びと応用の一つとして指摘できよう。

- (1) 北島著作、八〇一〇頁。
- (2) 拙編著書、二二七頁（史料番号一七二）。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (3) 当家の追放刑が文政二年に採用されていたことは、「監憲録」に収録されている。「御仕置仕形」（拙編著書、八二〜八頁、史料番号四）から明らかである。「御仕置仕形」は「刑法」とも称する。
- (4) 拙編著書、一八一頁（史料番号一一）。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (5) 右同書、一〇〇〜一〇一七頁（史料番号一一）。この史料について右同書の四二頁でふれている。当史料は「監憲録」に収載されている。
- (6) 右同書、一八八頁（史料番号一二七）。この史料について右同書の四二頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (7) 右同書、一九八頁（史料番号一四六）。この史料について右同書の四三頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (8) 右同書、一六三頁（史料番号七一）。この史料について右同書の四二頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (9) 右同書、二六九〜二七〇頁（史料番号二七七）。この史料について右同書の四三頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。なお、引用に際して本文中の傍点は省略した。
- (10) 右同書、一四七頁（史料番号四五）。この史料について右同書の四二頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (11) 右同書、一五四頁（史料番号五八）。この史料について右同書の四二頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (12) 右同書、二四〇頁（史料番号二〇八）。この史料について右同書の

- (12) 四三頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (13) 右同書、一四三頁(史料番号三九)。この史料について右同書の四二頁でふれている。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (14) 右同書、一九一頁(史料番号一三二)。この史料について右同書の四三頁でふれている。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (15) 右同書、二六六～七頁(史料番号二七二)。この史料について右同書の四三頁で説明している。当史料は「浜松告稟録」に収載されている。
- (16) 忠邦が浜松藩で人足寄場を開設したことについては、拙稿「浜松藩の人足寄場——幕府老中水野忠邦の領内施策とその幕政からの影響について——」(『中央史学』第二五号、平成十四年)で明らかにした。さらに浜松藩の人足寄場の史料については、同「浜松藩の人足寄場史料——解題と翻刻——」(『地域文化研究』第六号、平成十四年)で紹介した。
- (17) 石井良助校訂『徳川禁令考』前集第五(平成二年、五刷、創文社)、四六四～五頁(史料番号三四一四)。『幕末御触書集成』第五卷、三四〇～三頁(史料番号四七六七、四七六八)。当法令については、平松義郎「人足寄場の成立と変遷」人足寄場顕彰会編『人足寄場史』(昭和四十九年、創文社)、一一二頁で紹介されている。
- (18) 注(17)の平松論文の一一一～六頁で人足寄場が全国に展開したことが説明されている。なお、忠邦による人足寄場の全国的展開をうけて、飛騨高山郡代の管轄地でも人足寄場の開設が検討され案が作成されるに至ったが、郡代の転任により実現しなかった。これについては拙稿「飛騨高山郡代豊田友直の人足寄場案——幕府天保改革推進の一事例——」(『地域文化研究』第四号、平成十二年)で明らかにした。
- (19) 前掲拙稿「浜松藩の人足寄場——幕府老中水野忠邦の領内施策とその幕政からの影響について——」の六〇頁。

### 三 日本律令、および諸藩からの学びと応用

本章では、日本律令および諸藩の施策を学び、応用した様子を見てみよう。まず、日本律令についてである。浜松藩法には古代に編纂された日本律令を拠所にした事例が確認できる。それは「古代律令」と「古代之処」という文言があることによる。<sup>①</sup>江戸時代には明や清の律令が学問研究の素材として用いられたり、政治の拠所として利用されたことが知られているが、浜松藩法には「古代律令」と記しており、明律、あるいは清律などと特記していない。したがって、これは日本律令を指していることみなして妥当である。また、「古代之処」は特に国名を特記しておらず単に古代と表記しているので、日本古代の律令制度下とみなしてよからう。

律令を拠所とした事項とは、藩法の名称、徒罪の改正、書札札などである。まず、藩法に律令という名称を用いた点を見てみよう。それは「肆赦律令」である。<sup>②</sup>「肆赦律令」は赦免に関する藩法で、文政九年(一八二六)五月に制定された。冒頭に題名として「肆赦律令」と明記しており、文末には「此律令」という文言がある。<sup>③</sup>その構成は、冒頭に目次を掲げ、次に総則的な規定を示して、各項目ごとに分類した本文が続く。赦免という一事項に関する規定であるが、大部な内容であり、前述した構成からは律令を意識していることが明らかである。

次に、徒罪の改正についてである。水野家では刑罰として徒罪——いわゆる徒刑——を唐津藩の頃から採用しているが、史料として遡れるのは浜松藩に転封してからで、文政二年（一八一九）以降の様子が確認できる。<sup>①</sup>その後、徒罪は文政十三年（一八三〇）と天保十三年（一八四二）の二度、改正が試みられた。そのうち、文政十三年八月の改正において「古代律令之趣<sup>②</sup>によつて、以後追放之分ハ、徒罪可申付与存候」と追放刑の代替としても徒罪を採用することとなった。<sup>③</sup>なお、この書類の冒頭に掲げられた題名には、「追放之律、徒罪ニ可改儀ニ付、申遣候書付」と記してあり、刑罰に相当する用語として「律」を用いている。

追放刑を廃止して、それに相当する犯罪を徒罪で処すこととなった理由は「挾少之領分<sup>④</sup>ニハ、自然人別も減候訳ニ付」というように、領地が狭いため、追放刑を科して対象者を領地から追い払うと人口が減少するからであるという。<sup>⑤</sup>人口の減少は年貢納入者が減少することであり、村の疲弊やひいては藩の財政にも影響を及ぼすゆゆしき事態である。

当時、幕府では追放刑を採用しているが、浜松藩では人口減少は切実な問題であり、追放刑の適用による人口減少は避けたい事態であった。このように、幕府法が浜松藩領内の状況にそぐわない場合は、その代りの拠所として律令を用いたのである。拠所としては、現行の法である幕府法が何よりも上位法であるが、浜松藩としては藩の現状に最もふさわしいとみなした法を拠所に選んだのである。

書札札としては、勘定帳に藩主の奥印を捺印することを律令から倣っている。これは天保二年（一八三二）十一月で、「古代之処相糺可申越候」とある。すなわち、律令の公式令を確認して手本としようというのである。<sup>⑦</sup>

次に、諸藩からの学びの事例である。これは士軽出奔者の取り扱いについてと、他藩の優れた施策に対する目配りと奨励に関してである。まず、士軽出奔者の取り扱いを決める折には、幕府とそれ以外の藩などが採用している方法の中から、良いと思われるものを選んで参考にせよという。これは文政六年（一八二五）十月のことで、「公儀御定并外私領取扱方善振等見合」と記してある。<sup>⑧</sup>手本の選択肢として、幕府と諸藩が提示されているのである。

諸藩の良き施策を浜松藩政の参考にしようとしているのは、日頃から他藩の施策に関する情報を広く集める有効性を認識していたからこそのであろう。他藩の優れた施策は、浜松藩とは異なる環境のもとで実施されたとはいえ、何よりも効果をあげた実績があるので、それを基にして浜松藩に相応しい方法に応用すればすこぶる有効である。

浜松藩が優れた施策と認めて藩内に奨励しようとしたのは、丹後国宮津藩（藩主松平〔本庄〕氏・譜代・七万石）が当時採用していた溜入である。<sup>⑨</sup>溜入は文化十四年（一八一七）六月に松平宗発<sup>むねあき</sup>の治世下で、藩儒を勤める沢辺北溟が関与して採用された刑罰である。溜入は博奕犯などの軽犯罪者に労働を科す刑罰であり、いわゆる徒

刑である。

浜松藩法は天保十四年(一八四三)四月の農村法令に、この溜入を徒刑と表現して次のように記している。「丹後宮津<sup>三</sup>は、博奕打、其外少々宛之罪者、悉く徒<sup>二</sup>被仰付、年数を経候而当時ハ下方居合宜敷、都而御仁恵<sup>二</sup>服し候由、良有司之所為之趣、浜松 御領中も右様仕度心掛罷在候儀<sup>二</sup>而、婦人<sup>二</sup>而放蕩ものなどハ、別而徒之刑<sup>二</sup>申付<sup>一</sup>。(下略)<sup>(10)</sup>」。

宮津藩では博奕犯をはじめ軽犯罪者には溜入を科していた。溜入を採用してから年月を重ねて、下々の心がけが良くなったので、浜松領内でもこれを見習おうというのである。宮津藩の溜入が効果をあげていたので、浜松藩でも溜入に相当する徒罪を有効に適用していこうとしているのである。宮津藩の実例から刑罰として徒罪の有効性を優れたものと確信し、それゆえ一層、徒罪を領内で推進しようとしたのである。

- (1) 「古代律令」という表現は拙編著書、二二七頁(史料番号一七二)、「古代之処<sup>一</sup>」は同書、二二三頁(史料番号一九七)である。当史料は「浜松告稟録」に記載されている。
- (2) 拙編著書、一〇〇〇〜一〇一七頁(史料一)。なお、「肆赦律令」は「監憲録」に収録されているが、単独の冊子として水野家文書にさらに一点所蔵されている。その架号はA三一〇である。
- (3) 冒頭の文言は右同書の一〇〇頁、文末の文言は一七七頁である。
- (4) 文政二年に徒罪が採用されていたことについては、浜松藩の刑法である「御仕置仕形」に刑罰の一つとして記されている(拙編著書、八

六頁(史料番号四)。なお、浜松藩の徒罪については、拙稿「浜松藩の徒罪——水野忠邦による藩政の一斑——」(『法史学研究會会報』第六号、平成十三年)で検討した。

(5) 拙編著書、二二七頁(史料番号一七二)。当史料は「浜松告稟録」に記載されている。

(6) 註(5)と同。

(7) 右同書、二二三頁(史料番号一九七)。当史料は「浜松告稟録」に記載されている。

(8) 右同書、一四三頁(史料番号三八)。当史料は「浜松告稟録」に記載されている。

(9) 宮津藩の溜入については、拙稿「丹後国宮津藩の溜入について」(『慶應義塾大学日吉紀要』人文科学第十七号、平成十四年)で検討した。

(10) 國學院大學図書館所蔵、水野家旧蔵図書、「諸帳面」「戸律断例裁旨」九卷、架号VI—二二一六。

### おわりに——古今の叡智——

忠邦が藩主の頃に発令した藩法から、忠邦が藩政において如何なる姿勢であったのか、そしてその淵源は何だったのかを検討してきた。ここで一つ付け加えておきたいことがある。実は、忠邦は他者から意見を徴集する姿勢が積極的だったことである。老中として幕政を推進する際であっても、その策に関連する現状を具体的に知り、検討の素材とするために現場の意見に耳を傾けている。

例えば、当時の人口問題であった江戸の人口増加と農村人口の減

少を解決する策を検討する為、天保九年（一八三八）閏四月に郡代や代官から意見を徴集している。<sup>(1)</sup>現場の意見を大切にする忠邦の姿勢は注目すべきである。この姿勢が藩政においても、施策を検討する場合に単に頭で考えるだけでなく、広く古今の施策を見渡して、それを淵源にしたのである。いわば古今の叡智を活用したのである。

忠邦の藩政や藩主としての生き方を見つめると、父・忠光をはじめ、過去の水野家藩主、江戸幕府の仕法、日本律令と諸藩の施策などからの影響がうかがわれた。そして、藩政に取り組む際に、幕府の仕法や日本律令、諸藩の施策などを調べ、学び、良き方法に応用していた。様々な淵源のうち、とりわけ幕府を手本とする例が多く見られた。淵源とする順位はまず幕府の仕法であり、幕府の仕法が自領に合わない場合は日本律令、さらには諸藩の仕法などであった。

なお、これらの古今の叡智を広く把握した忠邦の姿勢は学びそのものである。藩政を行うに際して、学びの中から施策を模索したのである。忠邦の学びの姿勢は、父・忠光の感化によるといえよう。忠光は学問好きな人物であり、その父の薫陶を忠邦は深く受けていたという。<sup>(2)</sup>忠邦は父の学びの姿勢を、人格形成を目指した学問としての場のみならず、さらには政治の場でも実現していた。

忠邦は古今の叡智を学び、それを藩の現状に即して応用するといふ、謙虚かつ勤勉、聡明な姿勢で藩政に取り組んでいたのである。

(1) 忠邦が人口について代官から徴集した意見は「向方取扱御代官申上

候帰農一件」（国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書「市中取締類集」旧里帰農之部、二四一—二四四。当史料は日本マイクロ株式会社（現在のニチマイ）作成のマイクロフィルムでは第一集のリール番号一三—）にまとめられている。なお、この諮問に応じて意見を上申した代官のうち西国筋郡代寺西元栄について、拙稿「西国筋郡代寺西元栄の徒罪認識と人足寄場改革案——老中水野忠邦への上申書を素材として——」（『城西人文研究』第二八巻、平成十六年）で検討した。

(2) 北島著作、五〇六頁。

#### 付記

当論文作成に先立ち、平成二十六年九月に開催された近世法史研究会の第十七回例会にて「水野忠邦の藩政——先人からの学びとその応用——」と題して研究発表の機会をいただいた。その折に、当研究会の皆様から貴重な御教示を賜った。ここに記して厚く御礼を申し上げたい。